



子ども
毎年申請が必要です
病児・病後児保育

お子さんが病気などで集団保育がでないときにお預かりします。
▼利用資格 町内に住所を有し保育園や幼稚園などに通園している児童、保護者の就労などの理由により家庭保育が困難な状況にある小学3年生までの児童で、次のいずれかに該当する人
①当面症状の急変は認められないが、病気が回復期にいたため集団保育が困難
②病気が回復期にあるが集団保育が困難
※病状によっては利用できない場合があります。
▼実施施設 こやなぎ小児科病児保育室 ばんだ(館林市富士原町)

子ども
学びを応援する奨学金
奨学金貸付制度

町では、進学意欲があっても経済的な理由で就学困難な人のために、奨学金(大学などの就学に必要な授業料、その他学費費用)の貸付をします。
▼資格要件(次の全てに該当する人)
①町内に引き続き1年以上居住し、町税を完納している世帯の子ども ②学力が優良 ③大学等への入学を許可された、または在学中 ④生活保護受給者または生活保護受給者に準ずる ⑤連帯保証人を1人得られる
▼貸付額 月額5万円以内(無利子)
▼貸付期間 就学先の正規の修業期間を終了する月まで

子ども
料金は無料。平成31年度の利用登録
児童館を利用する小学生の受付

▼利用時間 一般児童 放課後～午後5時(放課後自由に児童館を利用できます) 留守児童 放課後～午後6時30分 ※保護者が働いていて、下校しても自宅に保護者のいない児童が対象。申し込みに就労証明書などが必要。家族の人が迎えに来ることが条件。
▼登録方法 児童館にある所定の申込書に必要事項を書いて申し込む

※利用申請は年度ごとに必要。

児童館名	電話番号
南児童館 (長柄小北)	88-2258
北児童館 (高島小東)	88-3715
中央児童館 (中野小北)	88-6135
東児童館 (中野東小北)	88-1360

▼申込・問合せ先 全ての児童館で専任職員が児童を指導し、遊び場所や生活の場を提供します

子ども
母子・父子家庭や父のいない児童生徒が対象
入学や進学の支度金を支給

町では、母子・父子家庭や父のいない児童生徒に対して、入学・進学の支度金を支給します。
▼対象 離婚・死別などで母子・父子家庭になった児童、父のいない児童生徒
▼支給額 小学校入学(平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ)1万円 中学校入学(平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ)1万5,000円

高等学校進学(平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ)2万円
※高校に進学しない場合も支給対象。
▼申請方法 所定の申請書に必要事項を書いて申し込む
※申請書は役場子ども支援課にあります。

▼申請締切 3月29日(金)
▼申請・問合せ先 役場子ども支援課 47-5044

助成
あなたの思いやりが患者さんのいのちを救う
骨髓移植ドナー助成金の交付

町では、骨髓移植ドナー登録者の増加や骨髓などの移植を推進するため、骨髓・末梢血幹細胞の提供をした人に助成金を交付しています。
▼助成対象者(公財)日本骨髓バンク(以下、バンク)で骨髓などを提供した人で次の全てに該当する人
①骨髓などの提供日に町内に住所を有している ②勤務先にドナー休暇制度がない ③他の自治体などから助成金などの交付を受けていない ④町税の滞納がない
※最終同意後に提供が中止になった人も含む。

▼助成内容 骨髓・末梢血幹細胞の提供に係る通院や入院または面談に要した日数×2万円(上限14万円)
▼申請方法 提供を行った日または提供最終同意日から60日以内に必要書類を保健センターに提出する
▼必要書類 ①邑楽町骨髓等ドナー助成金申請内容等確認書 ②バンクが発行する骨髓などの提供を行ったことを証明する書類 ③骨髓などの提供に必要な通院、入院などを行ったことその日数を証明する書類など
▼申請・問合せ先 保健センター 88-5533

達成
シンボルタワーの階段で105回
渡辺さんが3,776m達成第1号

2月1日、シンボルタワーの階段を利用した健康ウォーク事業で、渡辺宮子さん(大泉町)が富士山の標高3,776mに相当する105回踏破を達成しました。
渡辺さんは、昨年10月から週2～3回タワーへ通い、1日に3往復を続けました。スタッフの声掛けとスタンプが貯まってくのが励みになり、達成できました」と話してくれました。
この事業では、地上36mの展望室まで階段を使う105回分のスタンプカードを販売。現在は、36人が登山に挑戦しています。



「タワーは雨風に左右されず、ウォーキングには最適。展望室では360度が見渡せて、山の風景などを楽しめます」と話す渡辺さん。現在は、富士山の下山を目指し、2枚目に挑戦中

医療
平成28年4月に拡大した福祉医療費支給対象
高校生世代の入院費も無料

福祉医療費支給制度は、保険診療自己負担分を公費で負担するものです。
▼対象 中学校卒業後最初の4月1日～18歳に到達した最初の3月31日まで※婚姻している人、婚姻したことがある人は対象外。
▼支給対象の診療 平成28年4月1日以降に入院であった医療費と食事代※通院、保険外診療、婚姻日以後の診療、他の制度から医療費が支給された部分は対象外。

▼受給方法 医療費を一時立て替え払いし、福祉医療費給付申請書と領収書、同意書を住民課へ提出する
※福祉医療費受給資格者証(ピンク色のカード)は交付しません。
▼必要書類など 保険証、印鑑、通帳、領収書、戸籍謄本(受診時に男性では18歳、女性では16歳以上で、邑楽町に本籍のない人)
▼申請・問合せ先 役場住民課 47-5020

105回で富士山の高さ!!

シンボルタワーでは健康ウォークポイントカードを販売しています。
▶利用回数上限 105回
※展望室に105回のぼると、富士山の高さ(3,776m)を超えます。
▶利用可能日 4～9月 午前10時～午後6時 10～3月 午前10時～午後4時
※月・火曜日、年末年始は休館。
▶スタンプカード料金 2,000円
※未就学児は無料。
▶問合せ先 シンボルタワー 88-8686 役場商工振興課 47-5026